



「町会・自治会」に加入するにはどうしたらいいの？

下記の申込書に必要な事項をご記入の上、お住まいの町会・自治会の役員等へお申込ください。また、市役所の窓口でもお預かりします。

自分の町会がわからないなど、不明な点はお気軽にお問合せください。

問い合わせ先

八潮市 市民活力推進部 市民協働推進課
 (〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1)
 【TEL】048-996-2111 (内線328・465)
 【FAX】048-995-7367
 【Eメール】shiminkyodo@city.yashio.lg.jp

----- キ リ ト リ -----

町会・自治会加入申込書

町会・自治会名 (不明の場合は空欄で可)

世帯主名 (ふりがな)

住 所

八潮市 _____

連絡先 (日中連絡が可能なもの)

ご記入いただいた情報は、町会・自治会への加入申込以外の目的には使用しません。



町会・自治会の加入メリットって？

誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、家庭や個人だけでは解決できない課題に地域全体で取り組んでいるのが町会・自治会です。加入には以下のようなメリットがあります。

- 町会・自治会活動をとおして顔見知りになることで、「地域の目」が育ち、地域の安全・安心につながります。
- 地域の身近な情報を、回覧板などでより詳しく知ることができます。
- 夏祭りやグラウンドゴルフ大会、日帰り旅行などの活動により地域との交流が生まれ、絆が深まるとともに地域への愛着も高まります。
- イベントを通じての幅広い世代との交流は、家族や学校、会社といった狭いコミュニティではなかなか経験できない、貴重な体験です。地域の歴史を知る機会ができたり、年齢ごとに偏りがちな生活環境に、ちょっとした変化をもたらしてくれたりにより心豊かな生活を作り出すきっかけとなります。

このように、日頃の活動で育まれた地域の「絆」と「連帯感」が、「もしも」のときの安心感につながります。特に災害などの緊急時には、被害状況や支援策の情報などを得る助けとなり命を守るための大きな力となります。



八潮市町会自治会への加入及び参加を進めるための条例とは？

災害など「もしも」のときには、昔から町会・自治会などの地域の団体が重要な役割を果たしてきました。しかし、時代の流れとともに、地域のつながりが薄れてきています。

市では、町会・自治会と協働して、地域の方々の親睦や交流を促進し、良好な地域社会をつくるため、平成25年4月に条例を施行しました。

八潮市 市民活力推進部 市民協働推進課
 (〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1)
 【TEL】048-996-2111 (代表)
 【FAX】048-995-7367
 【Eメール】shiminkyodo@city.yashio.lg.jp



絆 つながい 育てよう 地域の力

町会・自治会 加入のご案内



町会・自治会は、地域でのふれあいの輪を広げ、お互いに助け合いながら、身近な生活環境を良くするために、地域住民の皆さんが自主的に運営している地域コミュニティの中心組織です。

八潮市には現在44町会・自治会が組織されており、住民同士の活動のほか様々な事業を市と協働で実施し、より住みやすいまちづくりに取り組んでいます。

八潮市

